

WAON 加盟店規約

第1条 (WAON 加盟店)

株式会社ジャックス (以下、「乙」という。) の加盟店で本規約を承認のうえ乙指定の WAON の取扱いを申し込み、乙が適当と認めたものを WAON 加盟店 (以下、「甲」という。) とする。

第2条 (目的)

1. 本規約は、甲と利用者間の取引代金の決済に「WAON」を使用することに関し、甲と乙との間における WAON の取扱い及び WAON に係る契約関係 (以下、「本契約」という) につき定め、もって WAON に関するシステムの円滑な運営及び WAON 取引 (第3条で定義する) の普及向上を図ることを目的とするものである。
2. 本規約における用語の定義は、第3条各項その他本規約に別途定める場合を除き、WAON 利用約款と同義とする。

第3条 (用語の定義)

1. 「WAON」とは、WAON 利用約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、WAON 利用約款に基づき利用者が甲との間の商品購入、役務の提供その他取引における代金の支払いに利用することが出来るものをいう。
2. 「ポイント」とは、WAON の利用に付随して利用者に付与される電子情報であって、それぞれ WAON 発行者が発行する「WAON ポイント」とイオンマーケティング株式会社 (以下、WAON POINT 管理者という。) が管理運営する WAON POINT 加盟店で付与される「WAON POINT」を指す。ポイントは、「ポイント約款」に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるものをいう。
3. 「WAON カード」とは、WAON を記録することができる IC チップを内蔵するカード等の情報記録媒体をいう。
4. 「WAON サービス」とは、利用者が、甲との間で商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が甲に対して代金の支払を行うサービスをいう。
5. 「WAON 利用約款」とは、利用者が WAON を利用する際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称をいう。
6. 「ポイント約款」とは、WAON 発行者が WAON ポイントに係るサービスについて規定する「WAON ポイント約款」及び WAON POINT 管理者が WAON POINT に係るサービスについて規定する「WAON POINT サービス規約」を指す。
7. 「WAON マーク」とは、WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標をいう。

8.「チャージ」とは、WAON カードに記録された WAON の金額を加算することをいう。
チャージの種類として、以下の方法を指す。

- (1) 「現金チャージ」とは、現金チャージ対応可能な WAON 加盟店にて利用者が現金を支払い代価として希望する金額をチャージすること。
- (2) 「クレジットチャージ」とは、クレジットチャージ対応可能な機器及び携帯電話端末その他の電子機器にて、クレジットカードの機能により、利用者が希望する金額をチャージすること。
- (3) 「口座チャージ」とは、口座チャージ対応可能な機器及び携帯電話その他の電子機器にて、銀行のキャッシュカードの機能により、利用者が希望する金額をチャージすること。
- (4) 「オートチャージ」とは、WAON カード等の利用後の WAON 残高が利用者が予め設定した金額未満となるとときに、銀行のキャッシュカード機能又はクレジットカードの機能により、予め利用者が設定した金額が自動的にチャージされること。

9.「利用者」とは、WAON の保有者であって、WAON 利用約款に基づき WAON を利用する者をいう。

10.「WAON ブランドオーナー」とは、WAON ブランド保有者としてのイオン株式会社をいう。

11.「WAON 発行者」とは、WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者をいう。

12.「カード発行者」とは、WAON ブランドオーナーとの契約により WAON カードを発行する事業者をいう。

13.「WAON 端末」とは、WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末（下記の R/W、チャージャー及びステーションを含むがこれらに限られない）の総称をいう。

(1)「R/W（リーダライタ）」とは、WAON 取扱店舗のレジに設置する、WAON 取引及び WAON の残高照会を行う際に必要となる電子情報を処理するための端末をいう。（なお、予め、WAON ブランドオーナーによりチャージの取扱いに関する許諾を受けた乙が、甲へのチャージの取扱いを承認した場合に限り、甲はチャージを行う機能を付加することができる）

(2)「チャージャー」とは、WAON 取扱店舗のレジ以外の場所に設置され、チャージ、WAON 及びポイントの残高照会を行う際に必要となる電子情報を処理するための端末をいう。

(3)「ステーション」とは、WAON 取扱店舗のレジ以外の場所に設置され、チャージ及びオートチャージの設定、WAON 及びポイントの残高照会、ポイントの交換、WAON の利用履歴の照会を行う際に必要となる電子情報を処理するための端末をいう。（ただし、チャージャーを除く）

14.「WAON 取扱店舗」とは、第4条に基づき、甲が指定し、乙が承認した WAON 取引を行う加盟店の店舗又は施設（なお、甲との間で甲所定の出店契約を締結して甲の店舗又は

施設に出店する者であって、WAON 取引を行うことに同意したものを含む)

15.「WAON の移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、WAON カードに記録されている一定額の WAON を引去り、WAON 発行者の電子計算機又は WAON 端末に同額の WAON が積み増しされることをいう。

16.「WAON 取引」とは、利用者が甲との間における商品の購入、役務の提供、その他の取引において、WAON 利用約款に従って、金銭等に換えて WAON を甲の WAON 端末に移転して代金を支払う取引をいう。

17.「取扱期間」とは、第 10 条に基づき甲と乙の間で WAON 取引に係る精算を定期的に行う際の各回の精算の対象となる期間

18.「WAON 取引金額」とは、1 回の WAON 取引によって甲が利用者から商品等の代金として受領した WAON を現金に換算した金額をいう。(なお、1 WAON=1 円とする)

19.「WAON 加盟店手数料」とは、WAON 加盟店が利用者との間で WAON 取引を行うことにより取得した WAON 発行者に対する代金債権を乙が精算代行者として WAON 加盟店に精算することに係る手数料をいう。(WAON 精算システム利用に係る手数料を含む)

20.「処理未了取引」とは、乙が設置した甲の端末において利用者が決済等の取引を行う際、WAON 端末において、カードへの取引情報の書き込み有無が判定できない状態が生じていることを指す。

第 4 条 (WAON 取扱店舗)

1. 甲は、WAON 利用店舗を指定し、予め乙に所定の書面又は記録媒体等をもって届け出、乙の承認を得るものとする。また、WAON 取引を行う店舗・施設の追加・取消しについても同様とする。

2. 甲は、WAON マークを、WAON 取扱店舗の利用者の見やすいところに掲示させるものとする。

第 5 条 (WAON 端末の設置等)

1. 乙は、取扱店舗に設置する WAON 端末及びこれに附帯する設備(以下、「WAON 端末等」という。)を指定し、当該指定にかかる WAON 端末等を甲に対して貸与し WAON 取扱店舗に設置する。但し、WAON 端末等について、乙と甲との間で合意した場合には、甲は、その費用と責任において乙が指定する WAON 端末等を取扱店舗に設置する。また、乙又は甲が設置した WAON 端末等につき、WAON 取扱店舗内のネットワークの構築及び POS レジとの接続については、甲の費用と責任において行うものとする。

2. 甲は、本契約に基づき WAON 取引を行うにあたり、乙から貸与された WAON 端末等の維持管理に努めるものとする。WAON 端末等の保守については、原則として甲の責任と費用において行うものとし、WAON 端末が故障、破損により使用することができなくな

った場合は、乙の過失又は重大な過失による場合を除き、甲の責任と費用をもって修繕するものとする。なお、保守依頼先は甲が指定し、乙の承認を受けて定めるものとする。

3. 甲は、WAON 端末等について、損壊若しくは解体又はリバースエンジニアリング等の解析行為を行ってはならないほか、改変行為その他定められた方法以外に使用をしてはならない。

第6条 (WAON 取引)

1. 甲は、WAON 利用約款の記載内容を承認し、利用者と WAON 取引を行わせるものとする。

2. 甲は、利用者から WAON カードの提示により WAON 取引を求められた場合、本規約、本契約及び WAON 利用約款（これらを総称し「本規約等」という。）に従い、正当かつ適法に WAON 取扱店舗において WAON 取引を行わせるものとする。

3. WAON 取引により、利用者の WAON カードから WAON 端末に、商品等の代金額に相当する WAON の移転が完了したときに、利用者の甲に対する代金債務が消滅するものとし、当該代金債務は、本契約に定めるところにしたがって、甲と乙の間で精算する。

4. 甲は、WAON 取引を行うにあたっては、WAON 端末を接続する機器に当該取引代金を入力、又は電子的に登録することにより、利用者の WAON カードから WAON 端末への WAON の移転を行うものとする。このとき甲は、利用者に対し当該 WAON 取引の代金額及び取引後の WAON の残額を レシート表記等により明示するものとする。

5. 甲は、利用者の WAON カードの WAON の残額が WAON 取引の代金に満たない場合は、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとする。

6. 甲は、WAON 利用約款に定めがあるとき又は乙から指示があったときを除き、利用者に WAON を換金させてはならない。

7. 甲は、システムの障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、WAON 取引を行うことができないことをあらかじめ承認するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも乙は責を負わないものとする。

8. 甲は、WAON 取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみに WAON の利用を認めるものとし、過去の売掛金の精算等その他の用途に WAON の利用を認めたり、通常 1 回の WAON 取引で処理されるべきところを複数回に分割して取引することはできないものとする。

9. 甲は、WAON 取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。但し、WAON 取引を行った当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者によって引渡時期などを通知するものとする。

10. 甲は、WAON 取引により利用者に引渡しをする商品等において、その引渡し、提供等を複数回又は継続的に行う場合には、その引渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面によ

り乙に申し出、乙の承認を得るものとする。

第7条（WAON 取引の円滑な実施）

1. 甲は、第8条及び第9条に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との WAON 取引を拒絶したり、現金その他の支払い手段等の利用を要求したり、また、同一の商品等について WAON 取引によらない場合と異なる代金を請求する等、WAON 取引によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。

2. 甲は、乙から依頼があった場合、利用者との WAON 取引の状況等の調査に誠実に協力するものとする。

3. 甲は、利用者から WAON 取引により販売した商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、甲と利用者との間において紛議が生じた場合には、乙又は WAON 発行者の責めに帰すべき場合を除き、自己の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

4. 甲は、WAON の移転やネガデータ等の授受、その他 WAON に関するシステムの円滑運用に必要と認められる業務を、乙が WAON ブランドオーナーの承認に基づき、第三者に委託する場合があることを予め承諾するものとする。

第8条（WAON の取扱禁止等）

1. 甲は、利用者が WAON 取引をしようとしたときであっても、次の各号に該当する場合は、WAON 取引を行わせてはならないものとする。

（1） 有価証券類及び金券並びに甲と乙が別途協議の上定めた商品等に係る取引

（2） 提示された WAON カードについて WAON 端末に無効である旨の表示がなされた場合

（3） 明らかに偽造、変造もしくは破損と判断できる WAON カードを提示された場合、又は、明らかに不正使用と判断できる場合

（4） システムやネットワークの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間その他やむを得ない事由により、乙が WAON 取引を行わないものと甲に通知した場合

2. 前項の場合、甲は、乙所定の手続に従って、当該 WAON カードを取り扱うものとする。

第9条（WAON カードの利用不能）

1. WAON カード又は WAON の破損、WAON 端末機器等 WAON 取引に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により、WAON 取引ができない場合は、甲は、現金その他の方法により利用者と決済を行わせるものとする。なお、WAON 取引に必要なシステムやネットワーク障害時には、甲及び乙は速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。

2. 前項の場合、乙の故意又は重過失がない限り、乙は、甲に対し、損害賠償その他一切の

責任を負わないものとする。

第10条（電子的情報の送受信及び WAON 取引の売上金額の確定）

1. 甲は、WAON 取引によって利用者の WAON カードより移転された WAON 及びこれに付随する情報を、乙の定める通信手段・手順等により乙の指定する情報処理センターに移転及び送信を行うものとし、又、ネガデータ等を受信するものとする。なお、この通信に関わる費用は甲の負担とする。但し、乙が情報処理センターを指定していない場合は別途、甲乙間で移転及び送信先となる情報処理センターを定めたうえで、当該情報処理センターへの当該情報の移転 及び送信を行うものとする。
2. 甲と乙の間の WAON 取引金額は、甲が WAON 端末を使用し、乙の定める通信手段・手順等により、WAON 取引金額のデータを WAON 端末から乙の指定する情報処理センターへ移転させた時点で確定するものとする。

第11条（WAON 加盟店手数料及び WAON 取引精算金の支払い）

1. 乙は、WAON 取引金額について、乙所定の前締切日の翌日から次回締切日までの期間（以下、「取引期間」という）に対応する WAON 取引金額の総額を乙所定の支払日に甲に対して支払う。
2. 甲は、乙に対し、前項の取扱期間の WAON 取引金額に対応する WAON 加盟店手数料として別に定める手数料を各支払日に支払うものとする。
3. 乙は、甲に対し、対応する取扱期間の WAON 取引金額及び WAON 加盟店手数料を乙所定の方法に従い通知するものとする。
4. 乙は、甲に対し、各取扱期間の WAON 取引金額の総額から WAON 加盟店手数料を差し引いた金額を、各取扱期間に対応する支払日に、甲指定の金融機関口座に振込み支払うものとする。

なお、支払日が金融機関休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとする。ただし、乙が個別に認めた場合はこの限りではないものとする。

5. 甲は、乙から第3項に基づく通知がされた際には、直ちにその記載内容を確認するものとする。前条第2項に拘らず、甲は、通知を受領した日から30日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、ただちに両者の間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から30日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。
6. 前条第2項の規定に拘らず、甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の WAON 端末から乙へ WAON の移転がなされなかった場合で、乙において甲の WAON 端末に保存されていた記録により当該 WAON の金額を確認でき、WAON 発行者の承認があった場合には、乙は甲に対し、当該確認ができた金額に関して追加精算を行うものとする。

第12条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）

1. 甲は、取扱店舗における WAON 端末が WAON として受領した電子的情報が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合には、乙にその旨を直ちに通知するとともに、当該電子的情報の取扱いについて、乙と協議の上対処するものとする。また、取扱店舗における WAON 端末が WAON として受領した電子的情報について、偽造又は変造の恐れがあると乙が判断した場合、甲は乙が行う調査に協力するものとする。

2. 万一、甲が前項に定める乙への通知を怠った場合、乙は前条に定める WAON 取引金額から加盟店手数料を控除した精算金の内、当該取引に関わる支払を拒絶し、又は既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、甲に返還を請求することができるものとする。

3. 甲が第1項に定める通知を含む本契約上の義務を遵守した場合には、乙は甲に対し、乙が確認することができる WAON 取引金額を限度として、偽造又は変造された電子的情報に係る WAON 取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めた WAON 取引金額からこれに対応する加盟店手数料を控除した金額を前条に従って精算する。但し、乙が合理的な資料に基づき、以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではないものとする。

（1） 甲又は甲の従業員、その他甲の業務を行う者が、故意又は過失により、当該偽造又は変造に何らかの関与をした場合

（2） 甲が当該電子的情報を受ける際に、当該電子的情報が偽造又は変造されたものであることを知りつつ、又は、重大な過失により当該電子的情報が偽造又は変造されたことを知らなかった場合

4. 紛失・盗難された WAON カードが使用された場合、又は、偽造・変造された電子的情報による WAON 取引金額が発生した場合に、乙が甲に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は誠実に協力するものとする。また、甲は、乙が必要と判断し依頼した場合若しくは甲自らが必要と判断した場合には、甲の WAON 取扱店舗の所在地を管轄する警察署へ当該 WAON 取引金額に対する被害届を提出するものとする。

第13条（返品等の取扱い）

1. 甲は、WAON 取引に関して返品その他の事由により払戻しを行う場合、乙所定の手続に従って、次のいずれかの方法により利用者に対して当該 WAON 取引にかかる WAON 取引金額相当額の払戻しを行うものとする。

（1） 店頭において WAON カードの提出を受けたときは、乙の指定する情報処理センターに移転又は送信された当該 WAON 取引にかかる WAON の移転を取り消し、利用者の WAON カードに当該 WAON 取引金額に相当する WAON をチャージする方法（但

し、当該 WAON 取引を行った後、当該 WAON 取引を行った WAON カード又は R/W で別取引を行った場合は、本号による払戻しを行うことはできない)

(2) 利用者に対して当該 WAON 取引金額を現金で払い戻す方法

2. 前項第 2 号に基づき、甲が払い戻しを行う場合であっても、甲は乙に対して当該 WAON 取引に係る WAON 加盟店手数料を支払うものとする。

3. 甲は本規約等に定められる、利用者が WAON を利用できない事由に該当するおそれがあると合理的に判断される場合、本規約等に別段の定めがあるときを除き、前条第 1 項に準じて乙に連絡するものとし、乙の特段の指示がある場合にはこれに従うものとする。

第 14 条 (不正な WAON 取引の処理)

1. WAON 取引が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、乙は甲に対し、当該 WAON 取引に係る WAON 取引金額の支払義務を負わないものとする。但し、本項第 3 号に該当する場合で、乙が当該 WAON 取引に関する WAON 取引金額の支払いを承認したときは この限りではない。なお、甲は、本項各号に該当する場合であっても、当該 WAON 取引に係る加盟店手数料を支払う義務を負う。

(1) WAON 利用約款及び第 6 条及び第 7 条に定められた手続に従わずに WAON 取引を行ったとき

(2) WAON の取扱が禁止されているにもかかわらず、WAON 取引を行ったとき (第 8 条違反)

(3) WAON 取引に係る WAON の移転、送信及び受信が、第 10 条第 1 項に反して不適切な態様であったとき

(4) 明らかな不正使用に対して WAON 取引を行ったとき

2. 乙が甲に対し WAON 取引に係る WAON 取引金額を支払う前に、前項各号の事由に該当することが判明した場合は、甲は、直ちに当該 WAON 取引に係る WAON の移転を取り消す措置を取るものとし、乙が甲に対し当該取引の WAON 取引金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、甲は直ちに乙の指定する方法により乙に対し当該 WAON 取引金額を返還するものとする。なお、甲が当該 WAON 取引金額を返還しない場合には、乙は次回以降支払となる甲に対する WAON 取引金額もしくはクレジットカードによる債権譲渡代金の精算金から当該 WAON 取引金額を差し引くことができるものとする。

3. 乙が、WAON 取引又は当該 WAON 取引に関し甲から乙へ移転された WAON について第 1 項各号の事由のいずれかに該当する可能性があるとした場合には、乙は、調査が完了するまで当該 WAON 取引に係る WAON 取引金額の支払いを留保することができるものとし、この場合、乙は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。

4. 前項の調査開始より 30 日を経過しても第 1 項各号のいずれかに該当する可能性が解消しない場合には、乙は当該 WAON 取引における WAON 取引金額の支払義務を負わな

いものとする。なお、この場合においても甲及び乙は調査を続けることができるものとする。

5. 前項なお書きにより引き続き調査を行った時で、当該調査が完了し、乙が当該 WAON 取引に係る WAON 取引金額の支払いを相当と認めた場合には、乙は、直近に到来する取扱期間に係る WAON 取引金額に加算して当該 WAON 取引金額を支払うものとする。

第15条（加盟店の義務等）

1. 甲は、WAON 取引について、法令、政令、規則その他行政官庁によるガイドライン等並びに本規約等を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を行う。

2. 甲は、乙、WAON ブランドオーナー、WAON 発行者及びそれらの委託先が WAON 利用促進のために、印刷物、電子媒体等に甲の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合は、これに協力するものとする。

3. 甲は、WAON 取引に関する情報、WAON 端末、WAON マーク等を本契約に定める以外の用途に使用させてはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。

4. 甲は、WAON マークを、店舗等の利用者の見やすいところに掲示するものとする。但し、乙が WAON マークの使用を中止もしくは禁止した場合は、甲は異議なくこれに応じるものとする。

5. 甲は、乙が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。

6. 甲は、本条その他本契約に定める加盟店の業務につき、WAON 取扱店舗及び自己の従業員、並びに前項に基づき甲の義務を委託する場合はその委託先の従業員をして、遵守させるものとする。

7. 乙は、甲の従業員が、WAON 取引に関連して行う行為及び果たすべき義務を、すべて甲の行為及び義務とみなすことができるものとする。

8. 甲が本規約等に定める手続きによらず WAON 取引を行った場合には、甲が一切の責任を負うものとする。

9. 甲は、乙から WAON 取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、遅滞なくその資料を提出するものとする。

10. 乙は WAON 取引の安全化措置について改善が必要と判断した場合は、乙は甲に改善を指示し、甲は甲の負担により、その指示に従うものとする。

11. 甲は、端末が故障等により使用不能な場合及びその他の事由により WAON の利用の制限又は停止が必要な場合、乙に対してその事実を速やかに連絡するものとする。

第16条（届出事項等）

1. 甲は、乙に届け出た商号・代表者・所在地・WAON 取扱店舗・振込指定金融機関口座等、本契約締結時に甲が届け出た事項に変更があった場合は、乙が別途定める書面により、

直ちに乙へ届け出るものとする。

2. 前項の届出がないために、乙からの通知又は送付書類、振込金等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したとみなすものとし、延着又は未到着によって甲に生じた損害について、乙は、責任を負わない。

3. 甲は、甲が乙の別に定めるカード加盟店規約に基づくクレジットカードに関する加盟店契約（以下、「クレジットカード加盟店契約」という。）を乙と締結する場合、又は締結済みである場合には、以下の事項を承諾するものとする。

（１） 甲がクレジットカード加盟店契約に基づき乙に届け出た情報に基づいて、第１項記載の甲に関する情報が変更されることがあること。

（２） 甲が第１項に基づいて届け出た情報に基づいて、乙のクレジットカード加盟店契約に基づく加盟店に関する情報が変更されることがあること。

第１７条（地位の譲渡等）

1. 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。また、甲は乙に対する債権・債務を第三者に譲渡、質入れその他の担保設定等の処分をしてはならない。

2. 乙は、本契約上の地位の全部、又は一部を 甲及び WAON ブランドオーナーの承認が有った場合には第三者に譲渡できるものとする。

第１８条（情報の開示）

甲は、WAON ブランドオーナー、WAON 発行者又は乙が、公的機関から法令等に基づく開示要求を受けたときは、第１６条第１項に基づく届出事項その他 WAON 取引に関する情報を開示する場合があることを予め承諾するものとする。

第１９条（調査等）

1. 乙は、本規約等に定める事項について、甲に対して調査の協力を求めることができ、甲はその求めに速やかに応じるものとする。

2. 乙は、甲が行う WAON 取引が不適當であると判断したときは、甲に対し取扱商品、広告表現及び電子マネー取引の方法等の変更もしくは改善又は販売等の中止を求めることができるものとする。

3. 甲は、前項に基づき乙より要求があった場合、甲の責任において直ちに所要の措置を講じるものとする。

第２０条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、次の各号に定める場合を除き、本規約等の締結及び履行に際して知り得た WAON に関する一切の情報（WAON 端末等の規格等事業に関する情報、利用者に関する情報及び WAON の営業上の機密を含むがこれらに限られない。以下、本条において「機

密情報」という)を、本契約以外の目的に使用し、又は第三者に開示し又は漏えいしてはならない。

(1) 適用法令もしくは行政官庁の命令・指示あるいは証券取引所の諸規則に基づき必要とされる場合

(2) 乙が WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に対して機密情報を開示する場合

(3) 本契約締結時点において既に公知となっていた情報

(4) 本契約締結後に当事者の義務違反によらずして公知となった情報

(5) 本契約締結後に当事者が機密情報に基づかず独自に取得した情報、

(6) 本契約締結後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

2. 前項の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第21条 (中途解約)

甲又は乙は、書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し予告をすることにより本契約を解約できるものとする。

第22条 (資格取消)

前条にかかわらず、乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当するにいたった場合は、何らの通知催告を要することなく、WAON 加盟店の資格を取消できるものとし、これにより損害が生じたときは、甲にその賠償を請求できるものとする。

(1) 本契約に定める義務につき、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、その後30日以内に当該不履行を治癒しなかった場合

(2) 甲が第16条第1項の届出事項について虚偽の届出をしたことが判明した場合

(3) 支払停止、特定調停の申立て、甲に対する、又は甲自身による破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは今後新たに立法される倒産手続の申立て、または手形交換所による取引停止処分があった場合

(4) 差押、仮差押え、仮処分の申立て又は滞納処分があった場合

(5) 解散決議若しくは解散命令があった場合

(6) 監督官庁から営業の取消し又は停止処分を受けた場合

(7) 本契約の申込書にあたり、虚偽の申請をしたとき

(8) WAON サービスを悪用しているとき

(9) 他のクレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度又は前払式支払手段の制度を悪用していると乙が判断したとき。

(10) 公序良俗に反する、又は、公序良俗に反するおそれがある商品を取り扱っていると乙が判断したとき

(11) 法令または公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける又は受けるおそれのある行為をしたとき

(12) WAON 取引にかかる商品、サービスもしくは販売方法等、利用者からの苦情その他の事由により、WAON サービスにかかる当事者として不適当であると乙および WAON ブランドオーナーが判断したとき

(13) 1 年以上、WAON 取引の取扱いがなかったとき

第23条（契約終了後の措置）

1. 前2条により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた WAON 取引は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該 WAON 取引を本契約に従い行なうものとする。但し、甲と乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。

2. 甲は、本契約が終了した場合には、直ちに WAON マークを取り外すものとする。併せて、甲が設置した WAON 取引が行うことができる共用端末に対し WAON 取引の中止措置を施すものとする。

第24条（損害賠償）

甲が以下の各号の事由により乙、WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に損害、損失、費用等（総称して以下「損害等」という。）を生じさせた場合は、甲は、乙、WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に対し、当該損害等を賠償する責任を負う。

(1) 本契約に違反したとき

(2) 公序良俗に反するなど不適当な行為により乙、WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者の名誉を傷つけ、又は金銭的損害を与えたとき

第25条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 甲は、甲、甲の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

(1) 次の属性に該当する集団又は個人

①暴力団

②暴力団及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等

⑥社会運動標榜ゴロ

⑦特殊知能暴力集団等

⑧前各号の共生者

⑨その他前各号に準ずる者

(2) 次の行為を行う集団又は個人で乙が反社会的勢力と認めた者

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

⑤その他①から④に準ずる行為

2. 甲が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると乙が認めた場合、乙は以下を行うことができるものとする。

①乙は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合乙に生じた損害を甲が賠償するものとする。

②乙は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

③乙は、本契約に基づく WAON 取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は乙が再開を認めるまでの間、WAON 取引を行うことができないものとする。

第26条（準拠法）

本契約規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとする。

第27条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、乙の本社を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条（信義則）

本契約若しくは本規約に定めなき事項又は本契約の履行に関し疑義を生じた場合には信義則に則り、甲は誠意をもって乙と協議し、円満解決を図るものとします。

第29条（規約改定ならびに承認）

本規約を改定した場合、乙は新規約を甲に速やかに通知又は適宜の方法により公表する。甲がその通知を受けた後又は公表された後に利用者に対し WAON 取引を行った場合には、新規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については新規約が適用されるものとする。